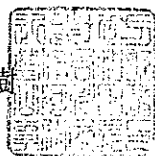


参加者の有無を確認する公募手続に係る 参加意思確認書の提出を求める公示

平成28年 5月20日

近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所長 寺沢 直樹



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本改造工事は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が管理する樋門監視制御装置（以下「当該設備」という。）の「機能・性能」を増設するためのものである。

当該設備は、その果たすべき役割を発揮するため、必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初施工者が独自の技術を基に、開発・設計・製作・据付したものであることから、下記の応募要件を満たし、本改造工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、本改造工事の実施を希望するものがない場合、3. の応募要件を満たすと認められるものがない場合にあつては、本改造工事に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札（総合評価落札方式）にて調達を実施する予定である。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

(1) 工事件名 樋門監視制御装置改造工事

(2) 工事場所 和歌山県和歌山市小豆島地先他7箇所

(3) 対象設備 樋門監視制御装置の操作制御設備、伝送設備、監視設備

なお、内訳は別紙「対象設備一覧表」参照のこと。

(4) 工事内容 既設の樋門監視制御装置にかかる被監視・制御局（4局）の追加及びそれに伴う監視・制御端末の改造（その他関連設備も含む）を行う。

なお、詳細は「公示説明書」参照のこと。

(5) 工 期 平成29年2月28日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ②近畿地方整備局における平成 27・28 年度一般競争（指名競争）参加資格「機械設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④建設業法に基づく「機械器具設置工事」の許可を受けている本店、支店又は営業所が福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかにあること。
- ⑤近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚 第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑦公示説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 実績に関する要件

過去に元請けとして、製作及び据付を行い完成し、引渡し完了した以下の 1) または 2) の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること。

- 1) 当該設備と同等の樋門監視制御装置の新設工事
- 2) 当該設備と同等の樋門監視制御装置の改造工事（子局増設に伴う親局の改造工事に限る。）

(3) 技術者に関する要件

監理技術者または主任技術者として配置が可能な、上記(2)に掲げる工事の経験を有する技術者を有すること。

(4) 技術力に関する要件

- ①既設と同等設備に関する機器の納入体制を有すること。
- ②監視制御装置の機器の機能確認を行う社内組織体制を有していること。
- ③既設設備改造に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
- ④既設設備改造後のアフターケア体制を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 契約事務管理官
電話：073-402-0261（経理課直通） 内線301
FAX：073-436-3658

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成 28 年 5 月 20 日（金）から平成 28 年 6 月 3 日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで。

交付場所：上記 (1) に同じ

交付方法：手渡しとする。なお、説明書交付希望者は上記 (1) へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成 28 年 5 月 20 日（金）から平成 28 年 6 月 6 日（月）までの休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所：上記 (1) に同じ。

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

(3) 詳細は「公示説明書」による。

(4) 一般競争入札を実施する場合の公告予定時期

平成 28 年 7 月上旬

対象設備一覧表 (樋門監視制御装置)

NO.	設備名称		規格等	備考
1	操作制御設備	樋門遠隔制御サーバー	樋門の広域監視機能・個別監視機能、故障表示機能、遠隔操作機能	設置箇所： 和歌山河川国道事務所、船戸出張所
		操作端末	監視・操作機能、津波緊急閉鎖機能	設置箇所： 和歌山河川国道事務所、船戸出張所、紀の川大堰管理所、有本揚排水機場
		機側操作盤	樋門遠隔制御サーバー、樋門水位観測サーバーへのデータ伝送	設置箇所：各樋門
2	伝送装置	L2SW	ネットワーク接続用	
3	監視設備	樋門水位観測サーバー	データ収集機能、地図表示機能、データ保存機能、データ伝送機能	設置箇所： 和歌山河川国道事務所